

代決報告第5号
平成26年2月7日提出

広島市社会教育委員条例の一部改正議案に対する意見の申出について

下記の広島市社会教育委員条例の一部改正議案について、平成26年1月27日教育長代決により異議ないものと認め、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、その旨市長に申し出たので報告する。

記

1 件名

広島市社会教育委員条例の一部を改正する条例

2 改正の理由

社会教育法の改正に伴い、社会教育委員の委嘱の基準を定めようとするものである。

3 改正の内容

社会教育委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから、教育委員会が委嘱することとする。

4 施行期日

平成26年4月1日

《根拠法令》

社会教育法

第18条 社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

第 号議案

平成 26 年 2 月 日提出

広島市社会教育委員条例の一部改正について

広島市社会教育委員条例の一部を改正する条例を次のように定める。

広島市長 松井一實

広島市社会教育委員条例の一部を改正する条例

広島市社会教育委員条例（昭和 27 年広島市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条を第 5 条とし、第 3 条を第 4 条とし、第 2 条を第 3 条とし、第 1 条の次に次の 1 条を加える。

（委員の委嘱の基準）

第 2 条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから、教育委員会が委嘱する。

附 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

新旧対照表

広島市社会教育委員条例

現 行	改 正
第1条 (略)	第1条 (現行に同じ。) <u>(委員の委嘱の基準)</u>
<u>第2条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから、教育委員会が委嘱する。</u>	<u>(委員の定数)</u> <u>第3条 委員の定数は、20人以内とする。</u>
(委員の任期) <u>第3条 委員の任期は、2年とする。但し、補欠により委嘱せられた委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u> 2 教育委員会は、特別の事情があるときは、任期中といえども委員を解嘱することができる。	<u>(委員の任期)</u> <u>第4条 委員の任期は、2年とする。但し、補欠により委嘱せられた委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u> 2 教育委員会は、特別の事情があるときは、任期中といえども委員を解嘱することができる。
(委任) <u>第4条 この条例に定めるものの外、委員の会議その他必要な事項は、教育委員会規則で定める。</u>	<u>(委任)</u> <u>第5条 この条例に定めるものの外、委員の会議その他必要な事項は、教育委員会規則で定める。</u>